第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

（関税関係帳簿書類の保存方法等）

**第十条**　電子帳簿保存法施行規則第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び第四条から第八条まで（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第三条第一項、第五項第五号及び第七項、第四条第三項並びに第六条第一項 | 法第四条第一項 | 関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第三項 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第三条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号、第六項並びに第七項 | 法第四条第三項 | 関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第三項 |

第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

（関税関係帳簿書類の保存方法等）

**第十条**　電子帳簿保存法施行規則第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び第四条から第八条まで（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える電子簿保存法施行規則の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第三条第一項、第五項第五号、第四条第三項、第五条第三項及び第六条第一項 | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第三条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号並びに第六項 | ［同上］ | ［同上］ |

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第三条第三項、第五項、第六項及び第七項、第四条第二項並びに第六条第一項第四号 | 国税関係書類 | 関税関係書類 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第三条第五項第七号 | 同号イ中「、勘定科目」とあるのは、「その日の日付」 | 同号中「輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付」 |
| 第三条第七項 | 法第六条第二項 | 関税法第九十四条第三項において準用する法第六条第二項 |
| 第三条第七項、第八項、第五条第三項及び第六条 | 所轄税務署長等 | 所轄税関長 |
| 第三条第八項 | 便宜とする税務署長 | 便宜とする税関長 |
| 第三条第八項及び第五条第三項 | 所轄外税務署長 | 所轄外税関長 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第四条第三項第一号 | 国税関係帳簿書類の全部 | 関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関 |

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第三条第三項、第五項及び第六項、第四条第二項並びに第六条第一項第四号 | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| ［項を加える。］ | ［項を加える。］ | ［項を加える。］ |
| ［項を加える。］ | ［項を加える。］ | ［項を加える。］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |